

# 身体的拘束等適正化のための指針

## 社会福祉法人宝寿会

養護老人ホーム宝寿荘（宝寿荘特定施設入居者生活介護事業所）

特別養護老人ホームほうじゅの郷（地域密着型）

はなみずき石鳥谷（認知症高齢者グループホーム）

宝寿荘指定短期入所生活介護事業所

宝寿荘デイサービスセンター

宝寿会指定居宅介護支援事業所



## 身体的拘束等適正化のための指針

### I 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体的拘束は、入居者の生活の自由を制限することであり、入居者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、いずれの場所においても入居者の尊厳と主体性を尊重して、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解して、身体的拘束廃止に向けた意識を持ち、身体的拘束をしないケアの実施に努めます。

- 私達は身体的拘束廃止に向けて最大限の努力を行わなければならない
- 私達は身体的拘束ゼロ及びサービスの質の向上を目指して実績を蓄積しなければならない
- 私達は自信を持って提供できるサービスを目指し、組織をあげて身体的拘束廃止に取り組みなければならない

#### ◆職員の姿勢

- ①身体的拘束は廃止すべきものであること
- ②廃止に向けて常に努力を行わなければならない
- ③「やむを得ない」と安易に判断して身体拘束をしてはいけない
- ④身体的拘束を許容する考え方はやめるべきである
- ⑤全員の強い意志で「チャレンジ」をする（ケアの本質を考える）
- ⑥創意工夫を忘れない
- ⑦入居者の人権を一番に考慮すること
- ⑧福祉のサービスの提供に誇りと自信を持つこと
- ⑨身体的拘束廃止に向けて、ありとあらゆる手段を講ずること
- ⑩やむを得ない場合、入居者及び家族の方に対する十分な説明をもって身体的拘束を行うこと
- ⑪身体的拘束を行った場合、常に廃止をする努力を怠らないこと（常に「0」を目指す）

#### （１）介護保険指定基準の身体的拘束の規定

サービス提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為を禁止しています。

#### （２）緊急やむを得ない場合の例外 3 原則

入居者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体的拘束を行わないケアを提供することが原則です。

しかしながら、以下の 3 つの要素の全てを満たす状態である場合は、必要最小限の身体的拘束を行うことがあります。

- ①切迫性・・・入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

②非代替性・・・身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

③一時性・・・身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

**※身体的拘束を行う場合には、以上の3つの要件を全て満たすことが必要です。**

## II 身体的拘束廃止に向けての基本方針

### (1) 身体的拘束の原則禁止

当法人においては、原則として身体的拘束及びその他の行動制限を禁止します。

### (2) 止むを得ず身体的拘束を行う場合

本人又は他の入居者の生命又は身体の保護するための措置として緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、身体的拘束適正化委員会を中心に十分な検討を行い、身体的拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族へ説明し同意を得て行います。

また、身体的拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束を解除するよう努力します。

### (3) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①入居者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努めます。
- ②言葉や対応等で、入居者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③入居者の思いをくみ取り、入居者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応を行います。
- ④入居者の安全を確保する観点から、入居者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げる行為は行いません。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体的拘束適正化委員会において検討を行います。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら入居者に主体的な生活をしていただけるように努めます。

#### ●5つの基本ケア

**以下の5つの基本的ケアを実行することにより、点滴をしなければならない状況や、転倒しやすい状況をつくらないようにすることが重要です。**

##### ①起きる

人は座っているとき、重力が上からかかることにより覚醒する。目が開き、耳が聞こえ、自分の周囲で起こっていることがわかるようになる。これは仰臥して天井をみていたのでは分からない。起きるのを助けることは人間らしさを追及する第一歩である。

## ②食べる

食べることは、人にとって楽しみ、生きがいであり、脱水予防、感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。食べることはケアの基本である。

## ③排泄する

なるべくトイレで排泄することを基本に、おむつを使用している人については、随時交換が必要である。おむつに排泄物がついたままになっていれば気持ち悪く、「おむついじり」などの行為につながるようになる。

## ④清潔にする

きちんと風呂に入ることが基本である。皮膚が不潔であればかゆみの原因となり、そのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりすることになる。皮膚を綺麗にしておけば、本人も快適になり、また周囲の世話もしやすくなり、人間関係も良好になる。

## ⑤活動する（アクティビティ）

その人の状態や生活歴に合った刺激を提供することが重要である。具体的には音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、ペット、テレビなどが考えられる。言葉による良い刺激もあるし、言葉以外の刺激もあるが、いずれにせよ、その人らしさを追及する上で、心地よい刺激が必要である。

### （４）入居者・家族への説明

福祉・介護事業を運営する法人として、入居者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、サービス契約時に法人の方針を説明します。

各サービス事業者は入居者及び家族の生活に対する意向を確認して、ケアの方向性を提案することで、身体的拘束廃止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努めます。

### Ⅲ 身体的拘束廃止に向けた体制

当会では、身体的拘束廃止に向けて「身体的拘束適正化委員会」を設置します。

#### （１）設置目的

- ①身体的拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ②身体的拘束をせざるを得ない場合の検討及び手続き
- ③身体的拘束を実施した場合の解除の方法の検討
- ④身体的拘束廃止に関する取り組みの全職員への指導
- ⑤高齢者虐待・身体的拘束等に関する規程及びマニュアル等の見直し
- ⑥教育研修の企画・実施（研修委員会と協働）
- ⑦日常的なケアのケアの検証、入居者に対し尊厳のあるケアが行われているかの検討

## (2) 身体的拘束適正化委員会の構成員

- ①施設長
- ②事務長
- ③所長、管理者
- ④主任生活相談員、生活相談員
- ⑤介護支援専門員
- ⑥看護職員
- ⑦介護職員（主任・副主任、ユニットリーダー等）
- ⑧その他、委員会の設置趣旨に照らし合わせ必要と認められる者

**※この委員会の責任者は施設長とし、参加可能な委員で構成する。**

## (3) 身体的拘束適正化委員会の開催

- ①法人の事業所合同で3か月に1回開催するとともに、入所施設（宝寿荘、ほうじゅの郷、はなみずき石鳥谷）毎に、随時若しくは必要に応じて開催します。
- ②施設で行う委員会のほか、地域密着型サービス事業所（ほうじゅの郷、はなみずき石鳥谷）は、2か月に1回開催する地域密着型サービス事業運営推進会議の議題として委員会を開催し、身体拘束に関する状況や意見交換、助言を仰ぐものとします。

**※例外として、入居者の生命、身体の安全を脅かす急な事態（数時間以内身体拘束を要する場合）では、多職種協働での委員会を開催できないことが想定されます。そのため可能な範囲で多職種の意見を収集し、最善の方法で安全を確保し、その経緯と結果を記録します。その後速やかに委員会を開催し委員会の承認を得ます。**

## IV やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

本人又は他の入居者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

### 介護保険指定基準の身体的拘束禁止規定

「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない。」

## 介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ②転倒しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する
- ⑫言葉によって相手の行動を制限することや抑制する（スピーチロック）※

### （１）カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化委員会を中心として、各関係部署が集まり、拘束等による入居者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束等を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の３つの要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。要件を検討した上で、身体的拘束を行うことを選択した場合は、拘束等の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成します。また、廃止に向けた取り組み改善のための検討会を早急に行い、実施に努めます。

### （２）入居者本人や家族に対しての説明

身体拘束等の内容・目的・理由・拘束等の時間又は時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明して、十分な理解を得られるように努めます。また、身体的拘束の同意期限を越え、なお拘束等を必要とする場合については、事前に入居者・家族等に対し、行っている内容と今後の方向性、入居者の状態等を説明し、同意を得た上で実施します。

### （３）記録と再検討

法律上、身体拘束等に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子、心身の状況、やむを得なかった理由及び経過、解除に向けての取り組み方法等を記録します。当該記録をもとに身体的拘束の早期解除に向けて、拘束等の必要性や方法を検討します。記録は２年間保存、行政担当部局の現地指導が行われる際に提示できるものとします。

### （４）拘束等の解除

（３）の記録と再検討の結果、身体的拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束等を解除します。その際には、入居者・家族に報告します。

V 身体的拘束廃止・改善のための職員教育・研修

福祉・介護に関わる全ての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行について職員教育を行います。

- ①定期的な教育・研修（年2回）の実施
- ②新任者に対する身体的拘束適正化研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

VI 入居者等に対する指針の閲覧

この指針は、入居者等に身体的拘束廃止への理解と協力を得るため、当会ホームページに掲載など行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

附則 平成22年10月1日制定の身体拘束廃止の指針は廃止する。

附則 この指針は、令和4年2月1日より施行する。

附則 令和6年7月1日一部改正（Ⅲの（3）の①②）



【別紙1】

身体的拘束廃止計画書

●入居者（利用者）様

氏名 \_\_\_\_\_ (男・女) 生年月日 (M T S) \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( \_\_\_\_\_ 歳)

計画年月日 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

●入居者（利用者）の状態

<input type="checkbox"/> 切迫性	<input type="checkbox"/> 非代替性	<input type="checkbox"/> 一時性	( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
------------------------------	-------------------------------	------------------------------	--

●想定される原因

--

●具体的対策

--

●具体的スケジュール

--

●備考

--

施設長	事務長	管理者・上席主任相談員 生活相談員	関係職員

【別紙2】

緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書

入居者（利用者）様

- 1 あなたの状態が下記のABCを満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最少限度の身体的拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束します。

記

- A 入居者（利用者）本人又は他の入居者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- C 身体的拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体的拘束の方法 〈場所、行為（部位・内容）〉	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	令和 年 月 日 時から 令和 年 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします

令和 年 月 日

施設名  
施設長 (印)

説明者 (印)

〈入居者（利用者）家族の記入欄〉

上記の件について説明を受け、了承いたしました

令和 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(本人との続柄 )



# 身体拘束廃止フローチャート

現場で身体拘束を必要と考えられる事態発生！  
切迫性・非代替性・一時性のチェック

夜間及び突発的・緊急時

身体的拘束実施

施設長・管理者に報告

生活相談員より入居者及び家族に報告

生活相談員を中心とし多職種で検討

施設長に報告及び検討

身体的拘束廃止計画書の作成

入居者及び家族に報告

緊急やむを得ない身体的拘束に関する  
説明(同意書)発行

生活相談員を中心とし多職種で検討

施設長に報告及び検討

身体的拘束廃止計画書の作成

【別紙1】

入居者及び家族に報告

緊急やむを得ない身体的拘束に関する  
説明(同意書)発行

【別紙2】

身体的拘束実施

身体的拘束適正化のための指針を参照し現場で検討を行う

緊急やむを得ない身体的拘束に関する経過観察・再検討記録の記載

【別紙3】

身体的拘束適正化委員会またはカンファレンスで見直し・検討

3か月後身体的拘束廃止計画書の見直し、再策定

入居者及び家族に報告

身体的拘束廃止